

令和7年度 ひたちなか市立市毛小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改定
市毛小学校長 岩城亜紀子

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得るという認識に立ち、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題にあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(2) いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第2条1項）

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの防止等に取り組む組織

いじめ問題にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開する。いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ問題対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

○ いじめ問題対策委員会

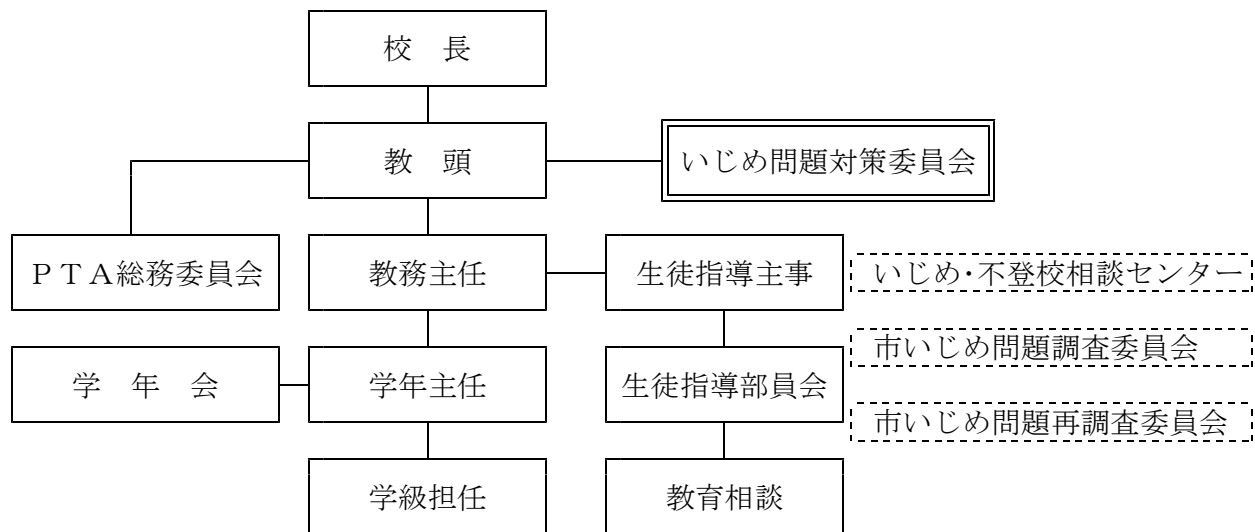
【役割】

- ・いじめを未然に防止するための取組や具体的な年間計画を作成する。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめに関する情報の収集・記録・共有を行う。
- ・いじめ防止のための指導や対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童又は保護者に対する支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を行う。
- ・いじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

【構成員】

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー）を基本とし、状況に応じて学級担任や他の職員を追加するなど柔軟なメンバーとする。

<いじめ問題対策組織図>



※ 市教育研究所内に「いじめ・不登校相談センター」が設置されている。

※ 市教育委員会の附属機関「ひたちなか市いじめ問題調査委員会」（調査委員会）を設置する。

※ 市長の諮問に応じて市長の附属機関「ひたちなか市いじめ問題再調査委員会」（再調査委員会）を設置する。

【開催】

- ・企画会、運営委員会、学年会、生徒指導部員会と関連させ、月に一回の定例会、又必要に応じて随時開催する。

3 いじめ防止等の具体的な取組

(1) いじめの未然防止

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、いじめの未然防止に取り組む。そのため、「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」「いじめは決して許されない」という認識をすべての教職員がもち、学校教育活動全体を通して、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるとともに児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる環境づくりに取り組む。

○ 「魅力ある学校づくり」の取組を通して、児童の居場所づくり、絆づくりに努める。

- ・一人一人の児童が学級集団の中で認められた存在として、意欲的、主体的に授業に取り組めるようにする。

- ・i-check アンケートを年2回（6月、11月）実施

○ わかる授業づくりを進めるとともに、学習規律の確立を進める。

- ・教科主任会、教科部員会、及び相互授業参観等を通して、意見交換を活発にし、わかる授業、児童が主体的に参加・活躍できる授業づくりを進める。
- ・学習規律（正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）の確立を進める。
- ・ICT機器の効果的な活用を図る。

○ 「笑顔プロジェクト」の推進に努める。

- ・児童会活動や学級活動、学年・学校行事における主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、お互いを大切に思い、支え合い助け合う仲間づくりに努める。

○ 道徳の授業の充実を図り、豊かな心を育てる。

- ・いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の低下から発生するものである。道徳教育において、心根が揺さぶられる教材や資料を吟味し、いじめの抑止につながる授業を実践する。

○ **教職員の研修を行う。**

- ・いじめの問題の現状や未然防止、早期発見、早期解消に向けた具体的な対応について理解を深めるなど教職員の資質の向上を図るため、茨城県教育研修センター等において実施される、「インターネットを通じて行われるいじめの対応」や「望ましい人間関係づくり」等の教職員研修等を積極的に活用する。

○ **インターネットを通じて行われるいじめの問題へ取り組む。**

- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対して、県で養成したメディア教育指導員を活用した研修会を開催するなど、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を実施する。

○ **地域の方や保護者への働きかけを行う。**

- ・いじめの未然防止の取組について、学年・学校だよりやホームページ等による広報活動を積極的に行うことにより、開かれた学校づくりに努める。
- ・児童のボランティア活動（地域行事への参加等）、職業体験、福祉体験等の活動を行い、地域の方と交流を深める機会を設ける。

○ **相談窓口を周知する。**

- ・児童等がいじめの問題について相談できる「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の相談窓口の周知に努める。

(2) **いじめの早期発見**

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めるとともに、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

○ **早期発見の手立て**

【日々の観察】

- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、『児童がいるところには、教職員がいる』ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

【教育相談】

- ・児童が悩みやいじめ等についていつでも教師と相談できる体制づくりを行う。
- ・全校児童を対象に定期的に教育相談週間（話そう会：二者面談等）を設けて、教育相談を実施する。

【生活（いじめ実態調査）アンケート・いじめ問題等の実態調査】（3年間保存）

- ・各学期に1回、生活（いじめ実態調査）アンケート、毎月いじめ問題等の実態調査を実施する。

いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等状況に応じて配慮し実施する。

- ・アンケートの実施の結果、いじめの認知件数が極めて少なかった場合は、認知漏れがないことを確認する。また、認知件数が零（ゼロ）であった場合は、当該事実を児童や保護者等に公表し、検証を仰ぐなど、認知漏れがないか確認する。

【保護者との信頼関係の構築】

- ・日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡することを心掛け、保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、保護者との信頼関係を築くことに努める。

(3) いじめへの対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に支援する。

○ いじめ発見時の対応

ア いじめの兆候を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめをやめさせるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。併せて、学級担任、生徒指導主事に連絡し、迅速かつ組織的に事実確認を行い、ただちに管理職に報告する。なお、事実確認の際は、複数の教職員で対応することとし、「いじめ問題対策委員会」の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

イ 様々な情報やアンケート結果等をもとに、いじめの兆候または疑いがある場合は、企画会での協議を経て、いじめであるか否かの判断（いじめの認知）を、組織的な事実関係の把握を十分に踏まえ「いじめ問題対策委員会」で行う。

○ いじめが起きた場合の対応

ア 「いじめ問題対策委員会」中心に対応を決定し、以下の対応を迅速かつ組織的に行う。

- ・いじめを受けた児童に対する支援並びにその保護者に対する情報提供と支援。
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する支援。
- ・周囲の児童を含めた全体の問題として捉え対処する。

イ いじめ問題が指導上困難である場合には、ひたちなか市教育委員会と連携を図り、「いじめ・不登校相談センター」所属の教育相談員、警察や児童相談所等の関係機関と連携する等、より適切な対策を講ずる。

ウ インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、警察のサイバー対策室や関係機関等の協力や援助を求める。

エ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置を講じる。就学指定校の変更や区域外就学等を希望する場合には、市教育委員会と連携して弾力的に対応する。

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時には、ひたちなか市教育委員会と連携のうえ、学校と警察との連絡制度に基づき適切に対応する。

○ いじめの解消後の継続的な対応

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、面談等で児童本人、保護者に確認する。

- ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校・学級づくりへの取組を強化する。

4 重大事態への対応

○ 重大事態（いじめ防止対策推進法第28条）

以下の場合を重大事態として取り扱う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第 28 条第 1 項第 2 号)

「相当の期間」については、年間 30 日を目安とするが、いじめを受けた児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、厳密に 30 日間に至らない場合でも、市教育委員会または学校の判断により、重大事態として取り扱う。

○ **学校における平時からの備え**

- ・法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」の理解と、学校いじめ基本方針の効果的な運用によるいじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底する。
- ・法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出す。
- ・学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・学校いじめ対策組織を中核に組織的な支援及び指導体制の構築を図るとともに、年間計画で定例会議の開催等を位置付けるなど、理解を深める取組を行う。

○ **児童・保護者から申し立てを受けた場合の対応**

児童の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防止するため、児童の心のケアや必要な支援を速やかに行う。

- ・法 23 条第 2 項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の意確認を行う。
- ・保護者からの重大事態の申し立てがあった場合は、家庭における児童の様子を把握するために、保護者と適切に情報共有を図る。別添資料 2 のような様式を活用する。
- ・児童からの重大事態の申し立てがあった場合においても、当該様式を参考に具体的な内容を記入してもらうか、聴き取った教職員が代わりに記入し、児童に確認する等を行う。

○ **関係機関への支援要請**

- ・重大事態の対応において、ひたちなか市教育委員会と連携の上、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

○ **重大事態が発生したときの対応**

- ・重大事態が発生した場合には、その旨をひたちなか市教育委員会に報告（法第 30 条第 1 項）するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省・令和 6 年 8 月改訂版）「いじめの重大事態対応マニュアル」（茨城県教育委員会 平成 31 年 1 月）等に基づいた対応をする。

＜参考資料＞

- 「いじめ防止対策推進法」平成 25 年 9 月
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定 平成 25 年 10 月（最終改訂平成 29 年 3 月）
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省 平成 29 年 3 月
- 「茨城県いじめ防止基本方針」茨城県 平成 26 年 3 月
- 「いじめの重大事態対応マニュアル」茨城県教育委員会 平成 31 年 1 月
- 「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」29 初児生第 42 号 平成 30 年 3 月 26 日、義教第 124 号 平成 30 年 4 月 11 日
- 「ひたちなか市いじめ防止基本方針」ひたちなか市 令和元年 7 月 22 日
- 「茨城県いじめの根絶を目指す条例」令和 2 年 4 月 1 日から施行
- 「生徒指導提要」令和 4 年 12 月
- 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省 令和 6 年 8 月改訂版
- 「令和 6 年 12 月 25 日いじめ防止対策の更なる強化等について（事務連絡）」

令和 6 年 12 月 25 日